

社会福祉法人筑北村社会福祉協議会
有償サポーター活動事業実施要綱

第一章 総 則

(名 称)

第1条 この事業は「有償サポーター活動事業」という。

(目 的)

第2条 急速な少子・高齢化社会の到来と家庭機能の変化等により、一人暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯が増え続けている。一方、団塊の世代を中心とした活力が期待される中、その活躍の場が不足している。誰もが安心して暮らすことのできる村づくり、誰もが生き活きと自分らしく生活できる村づくりに向け、地域助け合いの精神を基調とした住民参加型による活動を支援するため、有償での在宅福祉サービスを推進し「寄り添い支え合うふるさとづくり」の実現に努めることを目的とする。

(実施主体)

第3条 この事業は、社会福祉法人筑北村社会福祉協議会を事業主体とする。

(コーディネーターの配置)

第4条 この事業を広く地域住民に周知すると共に、会員の募集及び会員相互の連絡調整を行い、事業の円滑な推進を図るためコーディネーターを配置する。

第二章 会 員

(定 義)

第5条 この要綱において「会員」とは、この事業に登録している者をいう。

(会員の種類)

第6条 この事業の趣旨、目的に賛同して加入する会員を次の区分により登録する。

(1) 利用会員

- ① 村内に在住し、概ね65歳以上で援助を必要とする者
- ② 村内に在住し、心身に障害を持ち援助を必要とする者
- ③ 村内に在住し、その他の事情等により援助を必要とする者
- ④ その他、会長が必要と認める者

(2) 協力会員

心身とも健康で、社会福祉及びこの事業を理解し、熱意を持って本事業に労力を提供できる者。

(3) 賛助会員

この事業の趣旨に賛同し、資金等を援助する者。

(加入の申込み)

第7条 前条の会員になろうとする者は、加入申込書(様式第1号)を筑北村社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)に提出し申し込むものとする。

(変更の届出)

第8条 会員は加入申込書の記載事項に変更のあったときは、速やかに会長に届出なければならない。

(資格の喪失)

第9条 会員は次の各号の一に該当した場合は資格を喪失する。

- (1) 会員を退く申し出があった場合。
- (2) 会員が死亡した場合。
- (3) 協力会員または利用会員が本事業の趣旨に反し、相手方の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為によりサービスの継続がしがたい重大な事情が認められた場合。

第三章 活 動

(活 動)

第10条 この事業の目的を達成するため、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 在宅福祉サービスの申し込みがあった利用会員に対する協力会員の派遣。
- (2) 協力会員、賛助会員の増強と会員相互の連絡調整。
- (3) その他事業の目的達成のため必要と認める活動。

(協力会員のサービス内容)

第11条 サービスの内容は次に掲げるものとする。

- (1) 配食サービス
 - ① 弁当づくり
 - ② 弁当の配達
- (2) 福祉運送サービス
社会福祉法人筑北村社会福祉協議会福祉運送サービス事業運行規約による。
- (3) 家事援助サービス
 - ① 食事づくり
 - ② 生活必需品の買い物
 - ③ 簡単な住宅内外の整理や補修等
 - ④ 話し相手
- (4) 地域住民支援サービス

(5) その他会長が特に必要と認めたサービス

2 サービスは、原則として午前 9 時から午後 5 時までの間で、必要と認められる時間とする。

(申し込み)

第 12 条 サービスの申し込みは、月曜日から金曜日（祝祭日を除く）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとし、利用希望者は 1 週間前までに申請する。但し、急を要する場合はこの限りでない。

(サービスの取消し)

第 13 条 会長は、次の各号の一に該当するときはサービスを取り消すことができるものとする。

(1) 利用会員がそのサービスの必要性を失った場合。

(2) 本要綱に、著しく反すると認められる場合。

2 利用会員が、前項第 1 号に該当した場合は、速やかにその旨を会長に届出なければならない。

3 会長は、第 1 項第 2 号によりサービスの取り消しをしようとするときは、必要に応じて実態調査を行い、速やかに可否を決定し、当該利用会員等にその旨を通知しなければならない。

第四章 費用の負担

(利用料および納付方法)

第 14 条 サービスの提供を受ける利用会員は、別表第 1 に定める利用料を負担しなければならない。

2 利用料の納付は、翌月精算により行うものとする。

第五章 サービスの実施

(協力会員の派遣)

第 15 条 会長はサービスの申し込みによりサービスを実施するときは、協力会員と連絡をとり派遣を決定する。

(協力会員の義務)

第 16 条 協力会員は次に掲げる義務を負うものとする。

(1) サービス中に知り得た個人の秘密を他に漏らしてはならない。

(2) サービス中、該当利用会員に異常が認められたときは、その状況を把握し必要な措置を講ずるとともに、会長に報告し必要に応じ関係機関に連絡しなければならない。

(3) サービス中は、事故防止に努めなければならない。

(協力会員の活動制限)

第 17 条 協力会員は、サービス中に次の行為をしてはならない。

- (1) 物品の斡旋、販売、金銭の貸借、物品を受ける行為。
- (2) 宗教・政治信条等の行為。

(協力会員への費用弁償)

第 18 条 会長は協力会員がサービスを行ったときは、別表第 2 に定める費用弁償をするものとする。

2 前条に規定する費用弁償の支払時期は、当該サービスを行った翌月とする。

(事故と補償)

第 19 条 不測の事故等による利用会員、協力会員及び第三者に対する補償は、次のとおりとする。

- (1) 協力会員に対して「ボランティア活動保険」に加入し、その補償の範囲内で補償する。
- (2) 車両事故により第三者に対して与えた損害は、それぞれの車両で加入している「自賠責保険」及び「任意保険」の範囲内での補償とする。

2 サービス中の事故については速やかに会長に連絡し、その指示を受けるものとする。

(研 修)

第 20 条 会長は、協力会員の行うサービスのあり方、実技等の研修を適宜行うものとする。

第六章 運 営

(運営委員会)

第 21 条 会長は事業の円滑な運営を図るため、運営委員会を設置することができる。

(経 費)

第 22 条 この事業に要する経費は、利用料、補助金、寄附金、その他をもって充てる。

(会計年度)

第 23 条 この事業に係る会計は特別会計とし、会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終了する。

(決算及び監査)

第 24 条 この会計は、毎年 5 月 31 日までに決算を行い、監事の監査を受けなければならない。

(帳簿の整理と運営)

第 25 条 会長は必要な帳簿を備付け、常に事業の運営状況について明らかにしておくものとする。

(補 則)

第 26 条 この要綱を定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

別表第 1 (第 14 条関係)

区 分	利 用 料	摘 要
利用会員の負担	配食サービス 400 円 (一人につき 1 食)	おかずのみの場合は 50 円引き
	福祉運送サービス 500 円 (一回につき筑北・麻績村内片道)	筑北・麻績村以外はキロ数により料金設定あり
	その他のサービス 400 円 (一人につき 1 時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 時間未満は 1 時間と見なす ・ 1 時間以上は、30 分未満切り捨て 30 分以上は切り上げ

別表第 2 (第 18 条関係)

区 分	必要経費の額	摘 要
協力会員への 費用弁償	弁当づくり 400 円 (昼食用弁当 1 時間につき 1 人)	
	弁当の配達 200 円 (1 回につき 1 人) 合わせて 1km につき 20 円を乗 じたものを追加する	自己申告 * 弁当づくり・配達ともに額は 実績により増加することがあ る
	福祉運送サービス (1 回につき自車使用の場合) 500 円 (1 回につき社協車使用の場合) 400 円	筑北・麻績村以外の場合は、合 わせて 1 km につき 50 円を乗じ たものを追加

	<p>家事援助 （1人につき1時間） 400円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1時間未満は1時間と見なす ・1時間以上は、30分未満切り捨て 30分以上は切り上げ ・同一世帯の複数の利用会員に、食事・ 庭整備等同一サービスを行う場合 は、利用者を1人として見なす
	<p>地域住民支援 （1人につき1時間） 400円</p>	

受付印

筑北村有償サポーター活動事業
利用会員 加入申込書

平成 年 月 日

社会福祉法人
筑北村社会福祉協議会長 様

(加入者)

氏名		生年月日	
住所		☎	—

(申込者) ※加入者と異なる場合は記入してください

氏名	
住所	☎ —

私は、本事業の要綱に同意し、次のとおり利用会員として加入を申し込みます。

利用したいサービス内容 (○印をつけてください)	
配食サービス	地域住民支援サービス
福祉運送サービス	
家事援助サービス	その他

※本紙に記載された個人情報は本事業の目的以外に使用されることはありません。

社協記入欄	特記事項
-------	------

会長	局長	管理者	担当

受付印

筑北村有償サポーター活動事業
協力会員 加入申込書

平成 年 月 日

社会福祉法人
筑北村社会福祉協議会長 様

氏名		生年月日	
住所		☎	—

私は、本事業の要綱に同意し、次のとおり協力会員として加入を申し込みます。

協力できる曜日・時間 [該当する曜日に○印または時間帯を記入してください]

曜日	月	火	水	木	金	土	日	その他
○印 または 時間帯								

協力できる場所 [○で囲んでください]

村内全域 ・ その他 ()

協力できるサービス内容 [○印をつけてください]

<input type="checkbox"/>	弁当づくり	<input type="checkbox"/>	家事援助 ()
<input type="checkbox"/>	弁当の配達	<input type="checkbox"/>	地域住民支援 ()
<input type="checkbox"/>	福祉運送	<input type="checkbox"/>	その他

移動方法	車・バイク・その他 ()	資格 免許	
その他 ご要望等			

※本紙に記載された個人情報は本事業の目的以外に使用されることはありません。

コーディネーター記入欄

会長	局長	管理者	担当

受付印

筑北村有償サポーター活動事業
賛助会員 加入申込書

平成 年 月 日

社会福祉法人
筑北村社会福祉協議会長 様

氏名			
住所		☎	—

私は、本事業の要綱に同意し、次のとおり賛助会員として加入を申し込みます。

[該当する項目へ○印をつけ、右欄に内容を記入してください]

	寄附金	
	物 品	
	その他	

※本紙に記載された個人情報は本事業の目的以外に使用されることはありません。

会長	局長	管理者	担当